

「総合的なTPP等関連政策大綱」 フォローアップ

令和6年6月14日
TPP等政府対策本部

はじめに

【CPTPPの創設】

2016年2月のTPP署名から8年、2018年12月のCPTPP発効から5年が経過した。昨年7月には、英国の加入議定書が署名され、発効に向けての手續が着実に進んでいる。

CPTPPは、当初のTPPから米国が離脱した後、日本が力強いリーダーシップを発揮して米国を除く11か国をまとめ上げ、一つの巨大な経済圏を作り出した、ハイスタダードで先進的・野心的な貿易システムの成功例と言える。

【CPTPPのミッション】

この協定は、自由貿易、開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合を促進し、自由で公正な経済秩序を構築していく上で、大きな意義を有している。このため、我が国としては、今後、この協定を単なる経済的な利益を越えて世界の繁栄と安定に貢献していく最先端の協定として発展・拡大させていく。

【TPP大綱のフォローアップ】

我が国がCPTPP等の経済連携協定を積極的に活用し、世界経済と多層的に結びついた経済成長を実現するため、2015年に「総合的なTPP等関連政策大綱」（以下「TPP大綱」という。）を策定した。そこでは、政策目標を定量的な成果目標（KPI）とともに設定し、その実現のための施策を示している。TPP大綱は、その後累次にわたり改訂され、KPIについても、その進捗状況をチェックし、当初の目標を達成したもの等については、更に野心的な目標を掲げる等アップデートを行っている。今般のフォローアップにおいても、多くの分野で有意な進捗が見られたところであり、TPP大綱策定以来の施策の効果が浸透してきていると評価され得るものである。

【今後の展開】

今後も、CPTPPの更なる発展と我が国経済への一層の貢献を目指し、以下の観点から、我が国としてリーダーシップを発揮し、取り組んでいく。

- 一般見直し：CPTPPが貿易協定の「ゴールドスタンダード」であり続けるため、協定の「一般見直し」を通じ、貿易手續のデジタル化を含む貿易や投資ルールの更なる発展、市場歪曲的慣行や経済的威圧への対処等に関する議論を深める。また、CPTPPの高いレベルのルールが、全てのCPTPP参加国によりしっかりと履行されている状況を確保する。
- 新規加入：「オークランド3原則」※に基づいて加入要請に対応し、外部に開かれた魅力的な「生きた協定」として発展させる。
※①CPTPPのハイスタダードの維持、②加入要請エコノミーの貿易に関するコミットメントの遵守状況（トラックレコード）を考慮、③締約国のコンセンサスで対応
- 価値を共有する国々との連携：英国の加入によってCPTPPが地理的にも環太平洋を越えた存在となった。今後、CPTPPの経済的・戦略的意義を強化する観点から、我が国を含む環太平洋地域、ひいては世界全体の貿易・経済の更なる成長・発展や自由で公正な経済秩序の構築に寄与するものとなるよう、価値を共有する国々との連携を継続していく。
- 更なる利活用：CPTPP等の更なる利活用の促進に向けて、引き続きTPP大綱に基づいて農林水産品の輸出や中小企業の海外展開の促進、対日直接投資の拡大等の施策を実施し、グローバルな展開に意欲を有する企業等をすそ野広く積極的に支援するとともに、国内各産業の強化・効率化を進める。

〈目次〉

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)の「Ⅲ 今後の対応」の記載を踏まえ同大綱のフォローアップを行うものである。

◇ ポイント

1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み	… 1	3 分野別施策展開	
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化	… 2	(1) 農林水産業	
3 分野別施策展開		① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)	
(1) 農林水産業	… 3	○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	…31
(2) 食の安全・安心	… 4	○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする	
(3) 知的財産	… 4	農林水産業・食品産業の体制整備	…33
		○国際競争力のある産地イノベーションの促進	…34
		○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	…36
		○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の	
		国際競争力の強化	…37
		○持続可能な収益性の高い操業体制への転換	…38
		○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林	
		水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施	…40
		② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	
		○米	…41
		○麦	…41
		○牛肉・豚肉、乳製品	…42
		○甘味資源作物	…43
		(2) 食の安全・安心	…44
		(3) 知的財産	
		① 特許・商標関係	…46
		② 著作権関係	…46
		③ 地理的表示(GI)関係	…48
		④ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係	…49
		(4) 政府調達	…50
		(5) その他	…51
1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み			
(1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実			
① TPP等の普及・啓発	… 5		
② 中堅・中小企業等のための相談体制の充実	… 6		
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援			
① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体			
制の強化	… 8		
② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	…12		
③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進	…18		
④ インフラシステムの海外展開促進	…20		
⑤ デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備	…21		
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化			
(1) TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上			
○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	…24		
(2) TPP等を通じた対内投資活性化の促進			
○地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大	…26		
(3) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進			
① 地域に関する情報発信	…28		
② 地域リソースの結集・ブランド化	…29		
③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、			
サービス産業の高付加価値化	…30		

輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み

これまでの実績

◆海外展開の裾野を広げるため、新たな担い手となる企業等を後押し

(1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実

① TPP等の普及・啓発

- 地方説明会等を開催し、丁寧な情報提供を実施。アンケート調査において満足度80%以上を目指すとの目標を達成。

② 中堅・中小企業等のための相談体制の充実

- よろず支援拠点等を各都道府県に設置し、相談体制を整備。アンケート調査において満足度80%以上を目指すとの目標を達成。
- 令和4年度に日欧産業協力センターは日EU間の貿易投資分野相談1,207件に対応。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

- 新輸出大国コンソーシアム(10,651社に会員証を発行、361名の専門家配置、1,125の参画支援機関(令和5年12月31日時点))による総合的支援を実施。令和4年度にハンズオン支援した875社のうち、390社で商談成立。
- 世界の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置。令和4年度は、18か国・地域の77の連携先に商品を登録。延べ2,623社、11,356商品の輸出に成功。

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- 放送コンテンツの海外展開を促進。2021年度の放送コンテンツ海外販売作品数は前年度から285本増加して3,824本となった。

③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進(農林水産省関係は3頁)

- JETROに「日本産食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置し、日本産酒類の情報発信を行うなど、国際的プロモーションや海外販路開拓支援等を実施。
- 日本産酒類の情報発信、海外販路開拓支援等を実施。令和5年の日本産酒類の輸出額は1,344億円(対前年比3.4%減)。

④ インフラシステムの海外展開促進

- 令和3年の受注実績は約30兆円。「2025年に34兆円のインフラシステムの受注」目標に向けて順調に推移。

⑤ デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

- アジア諸国を中心に、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草、法令の適切な運用、法律実務家の人材育成などを支援。
- 原産地証明書(CO)のPDF発給を、令和5年度に、日インドCEPA、日マレーシアEPA、日ベトナムEPA、日・ASEAN協定(マレーシア、ベトナム向け)、日チリEPAで開始。COのデータ交換については、令和5年6月から日インドネシアEPAにおいて運用を開始したほか、日タイEPA及び日・ASEAN協定において導入に向けた協議を開始。

成果事例

＜新輸出大国コンソーシアム＞

藤田金属株式会社

- ・1951年創業、家庭金物製造販売業。大阪ブランド、「はばたく中小企業小規模事業者300社」(令和2年)に認定されたことを契機に海外展開に挑戦。
- ・JETRO中小企業海外展開現地支援プラットフォームによる海外バイヤーのリストアップ、メゾン・エ・オブジェ(仏国)等の海外展示会、輸出大国コンソーシアムの専門家による商談支援等により、英国、仏国、米国などで成約に至る。

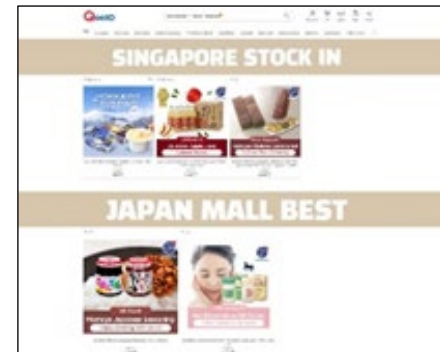


独自のデザインと機能(調理用兼食卓用)、サステナブルな素材を用いた製品として海外から高い評価を受けている

＜ジャパンモール事業＞

Qoo10 シンガポール(EC事業者)

- ・シンガポール大手のECサイトに特設サイトを開設し、日本の加工食品、日用品等を販売。
- ・バナー広告やメルマガ案内等、各種マーケティングを効果的に組み合わせプロモーションした結果、特設サイトへのアクセス数を拡大し、販売拡大に寄与。



Qoo10シンガポールのジャパンモール特設サイトを通じて販売・PR

実績を踏まえた評価等

- ◆新輸出大国コンソーシアム、海外主要ECサイトへの「ジャパンモール」の設置など、海外展開の裾野を広げるための施策を実施する中、令和3年度の中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高は28.4兆円と前年度より7.3兆円増加し、過去最高となるなど、海外展開・輸出が順調に拡大。

- ◆今後も海外の成長市場を取り込むべく、新たな担い手となる企業等を後押しする施策を進めていくことが望ましい。

TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化

これまでの実績

◆ 内外企業の協業・連携の支援、対内投資の促進、地域経済の活性化等による経済成長を目指し施策を実行

(1) TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
⇒ サービス産業の労働生産性の伸び率(令和4年)は0.8%
 - スタートアップ参加型の社会課題解決・グローバル・バリューチェーン共創の支援等では、令和2年度以降100件以上の実証事業や実行可能性調査を実施。
 - AIシステムなどの研究・開発を実施。令和5年度においては、次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発事業で15件、IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発で23件の経過報告を実施。

(2) TPP等を通じた対内投資活性化の促進

- 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大
⇒ 令和5年末の対日直接投資残高は50.5兆円(前年比+4.4兆円)と過去最高
 - 令和4年度に、957件の対日投資プロジェクトを支援し、129件の外国企業を誘致。そのうち50件が地域に進出。またJ-Bridgeを通じて10件の国内外企業の協業・連携事例を創出。

(3) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

- ① 地域に関する情報発信
 - 日本政府観光局を通じ日本の多様な食・食文化の魅力を情報発信。
 - 食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援。
- ② 地域リソースの結集・ブランド化
 - 地域ブランディング強化支援事業により、自治体に対して外国企業の視点によるコンサルティング支援を実施。
- ③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化
 - 地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせた、地域企業等が行う実証事業に対する支援を実施。
 - 中小企業の経営改善計画策定支援を制度創設から2万件以上実施。令和4年度の経営改善計画策定支援の支援決定件数は1,980件。早期経営改善計画策定支援の支援決定件数は2,053件。

成果事例

＜対内投資促進、協業・連携支援＞

JETROによる対日投資、協業・連携支援により、イノベーション創出や地域経済の活性化に資する外国企業と日本企業とのマッチング、日本進出支援等を実施。

Northleaf Capital Partners(カナダ、金融)

- グローバルなプライベートマーケット投資会社のNorthleaf Capital Partnersは、2022年4月、東京都に日本法人を設立。これにより日本の投資家や顧客企業との関係強化や、アジア太平洋地域でのプレゼンスやコミットメントの向上を目指す。
- 日本拠点設立に際し、JETROはサービスプロバイダー紹介、コンサルテーション(登記、ビザ)の提供、PR支援を実施。



JETROの
対日投資・ビジネス
サポートセンター
(IBSC)

デンソー(日本) × Selex Motors(ベトナム)

- デンソーベトナムがヤマト運輸と開発した小型モバイル冷凍機を、電動バイク製造・充電バッテリーサブスクリプション事業を展開するSelexが製造する配送事業者向け電動バイクに実装し、低温輸送に関する需要計測やデータ収集を行う実証実験を2023年2月から半年間実施。
- SelexはECサイト大手企業と電動バイクによる配送ネットワークを構築中。デンソーはSelexとの協業によりコールドチェーン構築に参画することで、ベトナムの物流課題解決への貢献を目指す。
- 両社の協業・連携の実現に際し、JETROはJ-Bridgeのピッチイベント、ミートアップサービスを提供。

実績を踏まえた評価等

- ◆ 国内産業の生産性向上、対日投資の促進や、地域の情報発信・ブランド化、地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業等の高付加価値化などの施策を実施する中、令和4年のサービス産業の労働生産性の伸び率は0.8%とプラスに転換、令和5年末の対日直接投資残高は50.5兆円と過去最高、訪日外国人旅行者の消費額も5.3兆円と過去最高になるなど、国内産業の競争力強化・進化による経済成長への環境が整ってきている。
- ◆ 今後も、イノベーションの促進、対内投資の拡大、地域経済の活性化等、競争力強化や生産性向上を目指した取組を継続することが望ましい。

これまでの実績

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○ 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- 就職氷河期世代等を含む幅広い世代の就農を促進するため、就農希望者の就農準備支援や、農業法人等における実践研修等を支援。令和3年度補正(新規就農者確保緊急対策)による支援者は計1,813名。

○ マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

- 輸出に意欲的に取り組む事業者の輸出事業計画を548件認定(令和6年2月末時点)。
- 令和2年以降、米国向け水産物取扱認定施設を122施設増加(合計589施設)。食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備等を34件支援(令和4年度補正予算事業)。

○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

- 収益力向上に取り組む畑作、野菜、果樹、水田等の産地における農業機械・施設の整備等を支援。現時点で、評価対象のうち約6割の事業実施地区が販売額等の10%以上の改善を実現。
- 生産現場のスマート農業加速化等に必要な技術の開発、実証等を支援。令和元年度以降、全国217地区の生産現場にスマート農業技術を導入し、農業経営の改善効果等を実証。特に、令和5年度は労働力や農業資材の削減が期待される12地区で実証を実施。

○ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- プロジェクトの取組産地では、搾乳ロボットを導入した経営体では1頭当たりの生乳生産量が8.1%増加、施設整備を実施した肉用牛繁殖経営では飼養頭数が事業実施前より52%増加。

○ 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- 製材工場の大規模化等に必要な施設整備を支援。事業を実施した工場では、1日当たりの原木処理量が30%増加。

○ 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- 意欲ある漁業者の生産性向上に資する漁業用機器導入等を支援。成果目標の達成度127%を実現。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

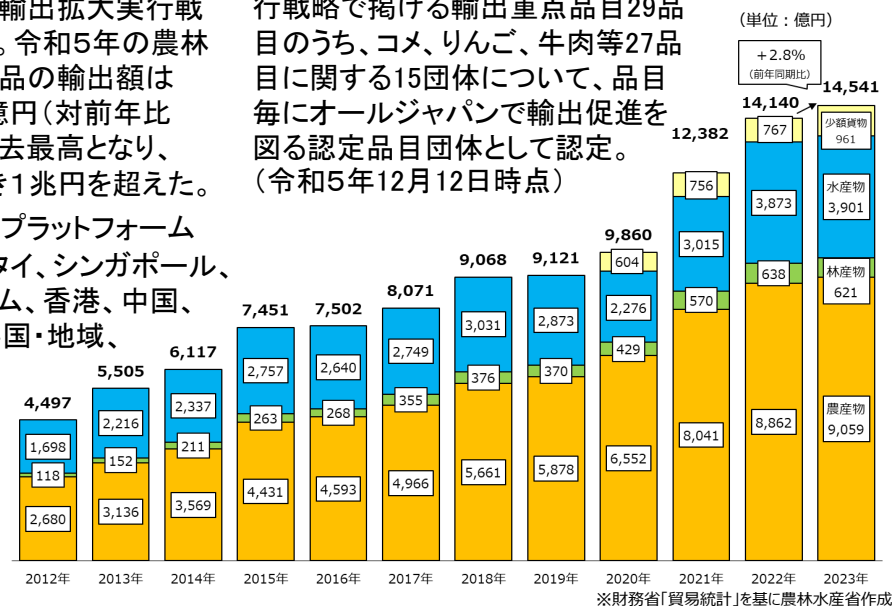
- 法制化された牛・豚の経営安定交付金(マルキン)の補填率を引き上げるとともに、輸入加糖調製品からの調整金を着実に徴収し、それを原資とした経営安定対策等を実施。

成果事例

- 令和5年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂。令和5年の農林水産物・食品の輸出額は1兆4,541億円(対前年比2.8%)と過去最高となり、前年に続き1兆円を超えた。

- 輸出支援プラットフォームを、米国、タイ、シンガポール、EU、ベトナム、香港、中国、台湾の8か国・地域、14拠点に設置済み。

- 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で掲げる輸出重点品目29品目のうち、コメ、りんご、牛肉等27品目に関する15団体について、品目毎にオールジャパンで輸出促進を図る認定品目団体として認定。(令和5年12月12日時点)



実績を踏まえた評価等

- ◆経営感覚に優れた次世代担い手の育成支援、輸出にチャレンジする体制整備支援、園芸作物や畜産・酪農分野にかかる収益力強化支援などの施策を実施する中、国内の農業総産出額はCPTPP発効前と変わらず9兆円前後で推移、農林水産物・食品の輸出実績は1兆4,541億円(対前年比+2.8%)と過去最高を更新するなど、強い農林水産業の構築支援が順調に進展。
- ◆引き続き、輸出へのチャレンジを後押ししつつ、輸出先の多角化等を進めるとともに、収益性が高く競争力のある強い農林水産業の構築のための取組を継続していくことが望ましい。

食の安全・安心

知的財産

これまでの実績

- ◆国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施
- 食品安全に関する情報提供等
 - 平成29年9月から開始された新たな原料原産地表示制度の普及・啓発を実施(説明会の開催、相談窓口の設置、事業者向けマニュアルの作成等)。
 - 消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動を行うことができるようリスクコミュニケーションを実施。
- 輸入食品に対する監視指導等
 - モニタリング検査や現地調査、二国間協議等により、輸入食品の適切な監視指導を実施。

成果事例

●輸入食品の適切な監視指導等における成果の具体例

○輸入食品の監視指導の結果

食中毒菌が付着した食品、有害物質に汚染された食品、残留農薬基準に違反する食品等を排除

	令和3年度	令和4年度
モニタリング検査に係る違反件数	157件	156件

○現地調査、二国間協議等の結果

検査命令等の対象食品について、輸出国における違反原因の究明及び再発防止対策を要請
例：イタリア産ナチュラルチーズのリステリア菌検査命令の解除

	令和3年度	令和4年度
検査命令解除品目	19品目 11項目	14品目 13項目

実績を踏まえた評価等

- ◆原料原産地表示制度の普及啓発のための情報発信や輸入食品に対する監視指導等の各種取組を着実に実施している。
- ◆今後も情報提供や監視指導等の点検・見直しを行いつつ、各種取組を適切に実施していくことが望ましい。

これまでの実績

- ◆TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行うとともに、地理的表示(GI)の保護や植物新品種及び和牛遺伝資源の保護を進める。

① 特許・商標関係

- 特許庁HPで制度改正の概要を公表するなど、制度の周知や適切な運用に努めた。

② 著作権関係

- TPP整備法による著作権法の改正事項について、文化庁HPや著作権セミナー等において周知を行った。
- 著作物等の利用円滑化のため、令和5年著作権法改正による裁定制度の創設のほか、権利情報集約化のための調査研究、柔軟性のある権利制限規定の活用促進、その他社会的諸課題への対応等を行った。

③ 地理的表示(GI)関係

- 国内でのGI登録を進めるとともに、改正GI法に基づき、日EU・EPAにおいて日本の108産品、日英EPAにおいて日本の77産品を相手国で保護。

④ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

<植物新品種>

- 189品種が海外で育成者権を取得し、海外で権利の行使が可能。
- 海外における実効的な侵害抑止に向け、海外ライセンス指針を策定。

<和牛遺伝資源保護関係>

- 和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜人工授精所への立入検査及び譲渡契約の締結等の不正競争防止の取組を推進。

成果事例

<海外で品種登録された品種例>

- 韓国で登録されたイチゴ「にこにこベリー」(宮城県開発)
- ベトナム・中国で登録されたカンショ「シルクスweet」(種苗会社開発)
- シンガポールで登録された稲「にじのきらめき」(農研機構開発)
- 韓国で登録されたカキ「麗玉」(農研機構開発)
- カナダで登録されたオウトウ「山形C12号」(山形県開発) 等

<和牛遺伝資源保護関係>

- 和牛遺伝資源である家畜人工授精用精液の生産を行う全ての家畜人工授精所(53か所)において、譲渡先との契約の締結による不正競争の防止の取組を実施。

実績を踏まえた評価等

- ◆地理的表示(GI)や植物新品種の保護にかかる施策を実施する中、海外における登録・保護が拡大するなど、知的財産分野における各種取組が順調に進展。
- ◆知的財産に関する環境の整備が進む中で、生産者・事業者の利益・機会を逸失しないためにも、引き続き施策の周知、登録・保護の拡大等を通じて知的財産の活用を支援していくことが望ましい。

1 (1) ①TPP等の普及・啓発

(目標) : セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。
⇒ 90% (外務省、令和5年度)
94.5% (経済産業省、令和5年)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等をはじめとする産業界への情報の提供】

(外務省)

(1) 施策概要

TPP等を含むEPAのメリットを企業関係者等各層に説明する広報活動等を行うことにより、EPAの活用を推進し、日本企業の海外進出を支援する。

(2) 成果実績・活動実績

毎年2回程度の頻度でEPAの積極的な活用を促進することを目的としたセミナーを開催。政策大綱が決定されて以降、東京のみならず、仙台や四日市等各地で開催。令和2年以降は、参加者の利便性向上等の観点から、オンライン形式又はハイブリッド形式で実施しており、令和5年2月に姫路市(ハイブリッド)、令和6年1月に青森市(ハイブリッド)、2月に岐阜市(オンライン)で開催。

(3) 施策の今後の必要性

企業関係者を中心にTPP等の理解を深め、活用を促すため、今後もTPP等EPAの普及・啓発に努めていくことが必要。

(経済産業省)

(1) 施策概要

事業者のTPP等の活用を促進するため、協定の内容やメリット、利用するための実務的な手続及び海外展開支援施策等について説明するセミナーを実施。

(2) 成果実績・活動実績

令和5年1月から令和5年12月までに、全国各地で説明会を実施し、参加した事業者に対するアンケート調査では80%以上の満足度を達成。新たな取組として、実務者向けのセミナーに加え、経営者層向けのセミナーを開始するなどを実施。令和5年度は合計11,000名以上が参加。

(3) 施策の今後の必要性

RCEP協定の発効に伴い発生したトラブルへの対処事例の共有含め、これまで以上に各協定の活用を促すための周知や啓発、きめ細かな情報提供や利用支援が求められるところ、より効果的なセミナー実施や情報提供等を図ることが必要。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(目標) : 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。
⇒ 94.3% (令和4年度)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業のための相談体制の充実】

(経済産業省)(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

(1) 施策概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施。

(2) 成果実績・活動実績

よろず支援拠点設置数: 47拠点(令和4年度)、アンケート調査満足度: 94.3%(令和4年度)

(3) 施策の今後の必要性

外部環境の変化に伴い、中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題がより複雑化・高度化する中で、各々の経営課題に対応できる支援体制の構築が必要。

(経済産業省)(欧州における中小企業の国際化と競争力強化支援)

(1) 施策概要

日欧産業協力センターは、EU域内外が参加する公的ビジネス支援ネットワークであるエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの日本におけるサポート機関として活動しているところ、これに基づき日EU間の貿易投資分野における相談を実施。

(2) 成果実績・活動実績

日欧産業協力センターへの日EU間の貿易投資分野における相談件数: 1,207件(令和4年度)

(3) 施策の今後の必要性

EUへの製品輸出に関わる法規制や規格、欧州市場への参入等の多岐にわたる問合せに対応していくことが必要。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(財務省)

(1) 施策概要

輸出入者がTPP等のEPA税率を適用するためには、同協定の原産地規則に従い、輸入貨物が同協定締約国の原産品であることを輸入国税関に示す必要がある。税関においては、当該手続を輸出入者が円滑に行うことができるよう、事業者ニーズを踏まえた支援を実施している。具体的には、原産地規則等について、EPA利用支援セミナーを開催して説明を行うほか、各税関における輸出入者からの照会への対応、税関ホームページ・YouTubeにおける情報の一層の拡充や民間の支援ニーズ把握のアンケート調査等により、適切な周知・支援を図っている。

(2) 成果実績・活動実績

EPA利用支援セミナー等(税関主催のものは令和4年度に24回開催)において、輸出入者等を対象に説明を行った。また、各税関や原産地センターにおいて、輸出入者等からの原産地規則やEPA税関手続の照会に対応している。令和4年度のTPP等の原産地規則を含めた税関相談についての利用者満足度※は、上位4段階の指標については97.3%となっている。

(※)輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査をしたもの。

(参考)ASEAN諸国を含めた途上国税関に対しては税関手続の技術支援を実施している。

(3) 施策の今後の必要性

令和4年にRCEP協定が発効したことにより、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済みの国・地域との貿易額の割合が約8割となり、さらに、令和5年7月にCPTPPの英国加入議定書に署名がなされ、今後もEPAの利用増加が見込まれることから、原産地規則等について、各税関における照会対応、事業者ニーズを踏まえた税関ホームページにおける情報の一層の拡充等により、引き続き原産地規則等の適切な周知を図っていく必要がある。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(目標) : 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする※

⇒ 28.4兆円 (2021年度現在)

※政策大綱 (令和2年12月決定) に記載の目標「2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す。」(2010年度: 12.8兆円) は、政策大綱フォローアップ (令和4年4月) において当該目標に更新した(「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定) にも当該目標が記載)。

総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

⇒ 60.8% (2022年度現在)

海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間 (2025年まで※) で10%向上させる。

⇒ 18.2% (2020年度現在)

※2020年度から2025年度まで (集計上の理由により年度単位での実績とする。)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化】

(経済産業省) (中堅・中小企業海外展開支援事業)

(1) 施策概要

国、自治体、支援機関等で構成される新輸出大国コンソーシアムにおいて、専門家が計画策定から商談成立まで一貫支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度までにハンズオン支援を実施した3,459社のうち、成功社数1,494社、支援終了964社、取組中1,001社。

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向けて、海外展開に係るノウハウ・情報や人材が不足している中堅・中小企業等の課題を解決する新輸出大国コンソーシアムのハンズオン支援は、今後も継続が必要。

(経済産業省) (越境EC等利活用促進事業)

(1) 施策概要

海外主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、中堅・中小企業等による海外ECサイトでの日本商品の販売を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度は、CPTPP加盟国6か国及び英国を含む18か国・地域の77の連携先にジャパンモールを設置。延べ2,623社、11,356商品の輸出に成功。

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向けて、中堅・中小企業等の海外展開のハードルを下げるのが重要であり、世界のEC市場が拡大する中、渡航や実店舗への出品が不要で、かつ、中堅・中小企業等でも自社商品を世界中のバイヤーや消費者にアピールできる越境ECの活用支援は、今後も継続が必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(経済産業省)(現地進出支援強化事業)

(1) 施策概要

相談対応、現地情報の提供、商談機会の提供等により中小企業の海外展開をシームレスに支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度は、展示会・商談会等を通じて、延べ1,410社を支援し、海外展開成功件数 8,331件を獲得。

(3) 施策の今後の必要性

ポストコロナの厳しい国際競争環境の中、中小企業の海外展開を支援する必要性は引き続き高い。

(経済産業省)(技術協力活用型・新興国市場開拓事業)

(1) 施策概要

日本企業が海外現地でビジネスを行う上で必要となる人材育成等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

海外現地社員等に対する日本での研修や、日本からの専門家派遣、オンラインによる研修を効果的に組み合わせて実施(オンライン研修では令和5年度中に2,674人を育成予定)。

(3) 施策の今後の必要性

本事業は日本企業と相手国関係者の双方から高い評価を得ており、引き続き支援ニーズが高いため、継続が必要。

(経済産業省)(戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業)

(1) 施策概要

戦略的知財活用のため、専門家による支援を実施。

(2) 成果実績・活動実績

10件(令和3年度)

(3) 施策の今後の必要性

事業期間満了に伴い、令和3年度で終了。

1（2）①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

【金融機関等による企業の海外進出支援】

（金融庁）

（1）施策概要

金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況の変化を活用するための金融仲介機能の発揮を支援・促進する。具体的には、地域金融機関等に対し、「新輸出大国コンソーシアム」などの枠組みも活用しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズの的確な把握、企業への効果的な情報提供、助言、資金提供等を促進。

（2）成果実績・活動実績

令和2年12月の政策大綱改訂後、令和5年12月末までに金融関連業界団体との意見交換会等を計6回実施。業界団体との意見交換会においては、事業者が期待する支援ニーズを的確に把握し、かかる改訂の機会等を捉えて、公的機関等とも連携しながら、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者の適切な後押しの要請を継続。日本貿易振興機構（JETRO）国内外事務所への金融機関からの職員派遣実績は、令和5年12月末時点で累計80金融機関から247名、日本貿易保険（NEXI）と業務委託契約を締結している提携金融機関は、令和5年12月末時点で110金融機関。

（3）施策の今後の必要性

CPTPPやRCEP協定等メガFTAの発効に伴い、締結国を中心として海外進出実績は高水準である。今後も中堅・中小企業等の海外進出の進展が見込まれ、こうした企業等に対する支援ニーズは高く、引き続き当該施策を継続していくことが必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

【知的財産・標準の活用促進への支援】

(経済産業省)(国際出願促進交付金)

(1) 施策概要

中小企業やベンチャー企業等による国際出願を促進するため、特許協力条約の規定に基づく国際出願手数料等の一部を補助。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度: 4,945件(414百万円)

(3) 施策の今後の必要性

資金的及び人的な制約により海外での知的財産権取得が困難な中小企業等に対して、国際出願の促進を図るため、料金支援を通じて海外における知的財産権の戦略的な保護・活用を推進していく必要がある。なお、令和6年1月1日以降の出願等からは本交付金を廃止し、より簡便な制度(手続時に所定の金額の一部を納付(残りを特許庁が負担))に変えることで、出願人である中小企業等に対する更なる出願促進効果を見込んでいる。

(経済産業省)(戦略的国際標準化加速事業、省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費)

(1) 施策概要

モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備が必要となる分野等について、国際標準原案の開発・提案、国内標準化体制の構築を行う。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度: 国際標準化を実現した件数(国際標準の発行件数)74件

(3) 施策の今後の必要性

本施策の取組や成果を活用し、我が国として、令和7年度までに累計1,150件の国際標準発行件数の達成を目標としており、引き続き着実に実施していくことが必要。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) : 放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる。
⇒ 3,824本 (2021年度)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【我が国コンテンツの海外展開支援】

(総務省)

(1) 施策概要

我が国の地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体と放送事業者等が連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送事業者と共同で制作(国際共同制作)して世界で発信する取組等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

平成28年度から令和4年度までの7か年で308件の事業を実施。令和5年度は28件の事業を実施(うち5件をベトナムで実施)。また、令和5年度において、「映像コンテンツを活用した地域情報発信」実証事業を豪州・ニュージーランドで実施。

(3) 施策の今後の必要性

日本に対する関心を高めて各地域に海外から需要を呼び込むためには、海外放送局等とのネットワークを構築して効果的な情報発信の手段を確保する等、国・地域の枠を超えた連携を実現し、日本各地の魅力を海外に効果的に発信していくことが不可欠。

(経済産業省) (コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業)

(1) 施策概要

日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的とし、コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーション支援を実施するほか、新たな事業環境を見据え、コンテンツ産業の輸出拡大・海外展開や新市場開拓を促す支援を実施。

(2) 成果実績・活動実績

令和4年度までに約8,000件のローカライズ・プロモーション支援を実施(令和4年度補正予算においても実施)。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、日本のコンテンツ産業の海外展開を通じ、日本のブランド力を高め、海外における日本ファンを増やすことで、対日理解促進等を図ることが必要。

1（2）②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

（経済産業省）（国際博覧会の出展を通じた対日理解促進）

（1）施策概要

国際博覧会への出展を通じた対日理解促進。

（2）成果実績・活動実績

令和3年10月1日～令和4年3月31日にドバイ万博が開催され、連日多くの来場者が日本館を訪問することにより、日本文化を発信。令和7年に開催予定の大阪・関西万博においても日本政府館を出展し、日本文化を発信する予定であり、建築工事や展示内容の検討が進められている。

（3）施策の今後の必要性

令和7年に確実に大阪・関西万博を開催するため、日本政府館の建築を進めていくとともに、展示内容の具体化を進める。あわせて、万博会場の全体の建設・整備を進めるとともに、多くの途上国が大阪・関西万博に参加できるように必要な支援を行う。さらに、海外パビリオンの建設に課題を抱える国に対しては建設の加速に向けてマンツーマンでの個別伴走支援などを行っていく。これらの施策を開幕に向けて一層推し進めることが必要。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(内閣府)(クールジャパン戦略の推進)

(1) 施策概要

「知的財産推進計画2023」及び「クールジャパン戦略」に基づき、食・食文化、観光、文化芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン(CJ)関連分野で、埋もれた日本の魅力の発掘等に重点を置き、輸出とインバウンドの好循環の構築、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの確立等を行う。

(2) 成果実績・活動実績

クールジャパン戦略の推進について、関係省庁において、インバウンド、日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出等の取組を行っているところ、内閣府における主な取組(令和5年度)は次のとおり。

- ・ クールジャパン官民連携プラットフォーム(CJPF)

日本の魅力をストーリーとして発信する動画(ムービー)、外国人から共感を得られるストーリーとして展開するプロジェクト(事業)の表彰、全国で活躍している方々や有識者によるパネルディスカッションの実施及びオンライン配信並びに食・食文化を中心に多様な地域や関係者が連携する取組の取材及び横展開などを実施した。

- ・ 埋もれた魅力の発掘・磨き上げ・発信

クールジャパン戦略に関する取組を更に進化させるため、外国人(留学生、外国語指導助手など)を対象とするフォトコンテスト、Z世代(大学生、高校生など)を対象とした動画制作プロジェクト及びアカデミアとの連携を図るフォーラムの設置などを実施した。

- ・ ネットワーク構築

クールジャパンの担い手による「Win-Win」の関係構築や共創による新たなビジネス展開を図るため、クールジャパン官民連携プラットフォームなどの活動を通じ、人的なネットワークを構築した。



「CJPFアワード2024」表彰式の様子

(3) 施策の今後の必要性

官民一体となってクールジャパン戦略を効果的に推進することにより、インバウンドと輸出の好循環の構築やクールジャパン関連産業の活性化などを後押しし、我が国のソフトパワーの強化、日本ファンの拡大を図るとともに、経済成長につなげる必要がある。

【TPP等域内での知的財産保護水準の向上への支援】

(経済産業省)

(1) 施策概要

我が国企業の模倣品対策支援等のため、JETROを通じて、中堅・中小企業向け等の普及啓発セミナー(各国の知財情報や侵害対策等を周知するセミナー)を実施するとともに、在外公館等と連携した相談体制を構築。また、海外政府機関職員(税関・市場監督等)を対象として、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウ等の情報提供や意見交換を行う侵害対策セミナーを実施。さらに、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のため、審査官派遣や研修生招へい等の審査協力・研修などを実施。

(2) 成果実績・活動実績

○我が国企業の模倣品対策支援等のための事業

- ・ JETRO国内外セミナー 84回実施(シンガポールなどで実施)
- ・ JETRO相談窓口 9か国(シンガポールなど)のJETRO海外事務所において、現地進出企業の知財相談に1,565件対応
- ・ 侵害対策セミナー 8回実施(中国、ベトナムなどで実施)、延べ584名参加

○知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための事業

- ・ 国際研修指導教官派遣 5か国(マレーシア、ベトナムなど)に対し、延べ22名の指導教官(審査官)が研修を提供。
- ・ 産業財産権人材育成協力事業 延べ563人の海外知財関係者(研修生)に対し、研修を提供。
- ・ 世界知的所有権機関拠出金 世界知的所有権機関(WIPO)ファンド事業を通じ、96か国(マレーシア、ベトナム、チリ、メキシコ、ペルーなど)へ支援を実施。国際登録出願手続に関する条約へ加盟した支援対象国数が前年度比で8か国増加した。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き上述のセミナーや相談窓口対応、研修等を実施し、知財制度の整備を促進する必要がある。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作権等侵害発生国において、現地取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナーや一般消費者を対象とした著作権普及啓発事業等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績: 著作権制度の普及促進や海賊版対策は、継続的に取り組むべき課題であり、一定の時点で成果を図ることは困難だが、例えば、WIPOで行ったオンラインセミナーの参加者事後アンケートにおいて、アンケート回答者の全員が「大変興味深かった」又は「満足している」と回答している。

活動実績(令和4年度)

- ・シンガポール・タイ・フィリピンにおいて、トレーニングセミナーをコロナ禍の影響によりオンラインで実施。(全3回構成)
- ・WIPOへの拠出金を通じ、インドネシア、カンボジア、マレーシア、ベトナムの政府職員等を対象とした著作権等に係る研修プログラム(計4回)をコロナ禍の影響によりオンラインで実施。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、侵害発生国における普及啓発やトレーニングセミナー等を実施し、著作権侵害防止のための環境整備を促進する必要がある。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

【グリーン社会の実現に資する我が国の優れた環境技術等の海外展開支援】

(環境省)

(1) 施策概要

- ・(脱炭素技術):【該当予算:二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業】
二国間クレジット制度(JCM)は、途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標達成に活用するもの。「JCM資金支援事業」は、初期投資コスト等に資金支援することで脱炭素技術等の選択を促すことを目的としている。
- ・(廃棄物処理・リサイクル技術):【該当予算:循環産業の海外展開支援基盤整備事業及び資源循環分野の脱炭素化促進事業】
実現可能性調査、合同ワークショップ、研修、海外への情報発信等により我が国循環産業の海外展開を促進するもの。
- ・(水処理技術):【該当予算:我が国の優れた水処理技術の海外展開支援】
技術力と実現性が高い水処理技術の海外展開事業を公募し、実現可能性調査、現地実証試験を行うことで、我が国の優れた水処理技術の海外展開を促進するもの。

(2) 成果実績・活動実績

- ・(脱炭素技術):
これまで採択された240件以上のプロジェクトにより、令和12年までに約2,000万t-CO₂の排出削減量を見込む。
いくつかの事業では、JCM資金支援事業による海外展開をきっかけに、近隣国等への横展開に至っている。
- ・(廃棄物処理・リサイクル技術):
平成30～令和4年度までに延べ46件の実現可能性調査等を実施。
- ・(水処理技術):
平成25～令和4年度までに延べ33事業の実現可能性調査等を実施。

(3) 施策の今後の必要性

- ・(脱炭素技術):
地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)では、官民連携で令和12年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、今後も引き続きプロジェクト形成のための支援が必要。また、経協インフラ戦略会議で掲げられているように、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進させる施策としても重要。
- ・(廃棄物処理・リサイクル技術):
「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和5年6月追補版)に基づき、我が国の循環産業の国際展開を推進することが必要。
- ・(水処理技術):
「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和5年6月追補版)に基づき、我が国の優れた水処理技術の海外展開を推進することが必要。

1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) : 2030年の農林水産物・食品の輸出額 5 兆円目標の達成を目指す。
⇒ 1 兆4,541億円 (2023年) ※ 1 兆4,140億円 (2022年) から2.8%増

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【農林漁業者と中小企業との連携等による海外市場開拓】

(農林水産省)

(1) 施策概要

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーションの取組等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- 改正輸出促進法に基づき、輸出重点品目29品目のうち、27品目に関する15団体を認定品目団体として認定。(令和5年12月12日時点)
- JFOODOでは和牛(米国)、日本茶(米国、フランス)、日本酒(米国、シンガポール等)等のプロモーションを実施し、JETROでは海外見本市への出展(13回)、国内外の商談会等の開催(31回)、食品サンプルショールームの設置(19か所)等を通じた商談機会の提供や、輸出プロモーター(25名)による伴走型支援等を通じ、輸出事業者のサポートを実施。(令和5年度)

(3) 施策の今後の必要性

輸出額5兆円の目標を達成するために、商談会や見本市への出展等を行う輸出事業者サポートの強化、民間事業者等による海外販路開拓・拡大への支援を継続しつつ、訪日外国人等に向けた日本食・食文化の情報発信によるインバウンド消費と輸出の相乗的拡大のための支援等、引き続き対策を講じる必要がある。

【日本産酒類の輸出促進に向けた取組】

(財務省)

(1) 施策概要

日本産酒類の輸出促進に向け、国際的プロモーション等による日本産酒類の情報発信や、事業者の販路開拓支援、海外展開・酒蔵ツーリズムに関する酒類事業者の取組支援、地理的表示(GI)の普及・活用等を実施。また、酒類製造者への指導や相談対応等の技術支援等を実施。

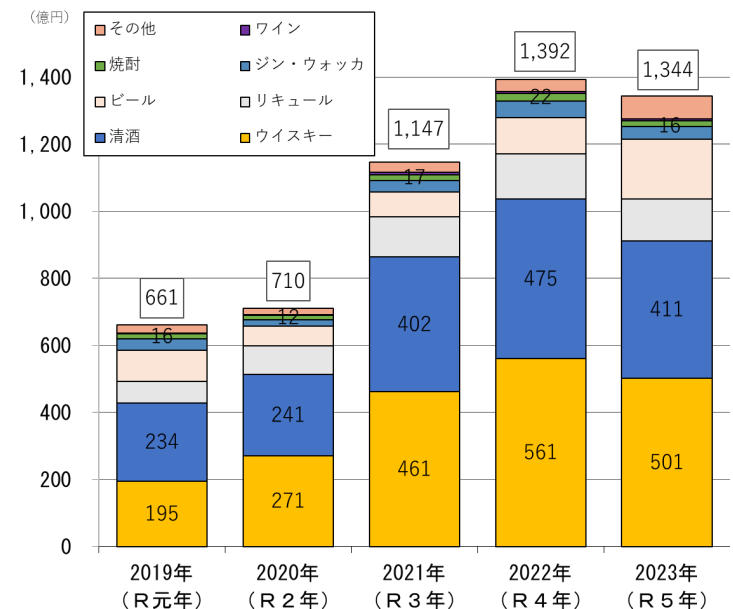
(2) 成果実績・活動実績

令和5年の日本産酒類の輸出金額は 1,344億円となり、過去最高となった令和4年に次ぐ水準。世界的な物価高や中国等における消費減退、米国における長引く在庫調整等の影響により対前年比▲3.4%となった。

令和4年度においては、ジャパン・ハウス ロサンゼルス等における日本産酒類の認知度向上のためのプロモーションの実施、海外大規模展示会への出展支援(4回)及び海外商談会(対面型やオンライン型)の開催(16か国・地域)等による酒類事業者の販路開拓の支援や、日本産酒類海外展開支援事業費補助金による支援(酒類事業者の海外展開や酒蔵ツーリズムプラン策定の取組等105件)、日本産酒類のGI新規指定(1件)などの各種施策を通じ日本産酒類の輸出促進に取り組んだ。

(3) 施策の今後の必要性

政府全体として農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標の達成に向け、引き続き、日本産酒類の輸出拡大に向けた施策を実施していく必要がある。



日本産酒類の輸出金額推移

出典: 財務省貿易統計(令和6年3月13日時点の数値で作成)

1 (2) ④インフラシステムの海外展開促進

(目標) : 2025年に34兆円のインフラシステムの受注を目指す。※

⇒ 約30兆円 (2021年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において当該目標に更新した(「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和4年6月追補版)にも当該目標を記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【インフラシステムの海外展開促進】

(内閣官房経協インフラ室)

(1) 施策概要

「インフラシステム海外展開戦略2025」において、以下の具体的施策を官民一体で推進する。

1. DX等新たな時代の変革への対応の強化
2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速
3. 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を踏まえたパートナーシップの促進
4. 展開手法の多様化(コア技術確保、継続的関与、官民連携推進)

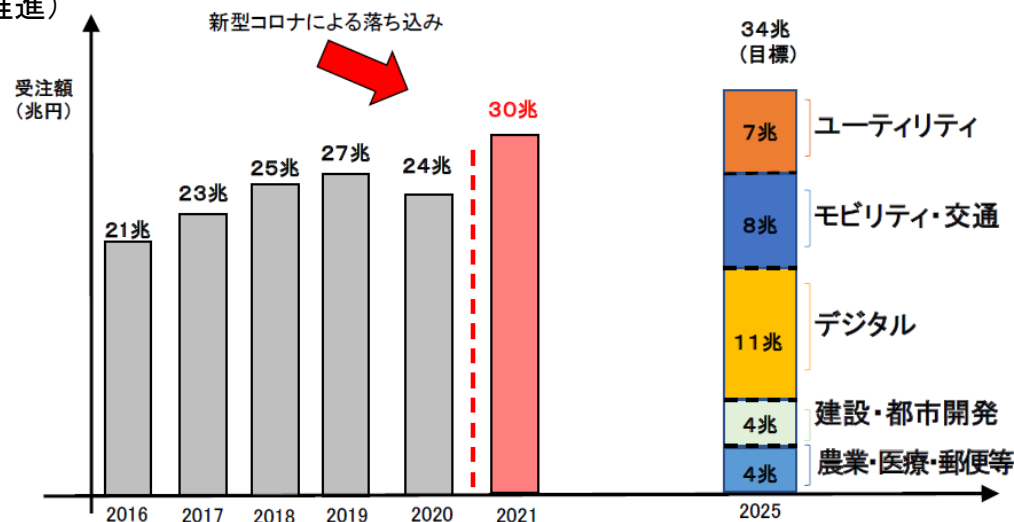
(2) 成果実績・活動実績

令和3年の受注実績は約30兆円。

戦略の下、令和7年の受注目標34兆円の達成に向けて順調に推移している。

(3) 施策の今後の必要性

インフラ海外展開を取り巻く環境変化に対応するため、デジタル技術の活用等や、現地パートナーやスタートアップとの連携、相手国ニーズに応じた提案型アプローチが求められている。こうした取組や、国内外での人への投資を進め、バリューチェーンを俯瞰(ふかん)した総合的な提案につながる施策を実施し、インフラシステムの海外展開を推進していくことが必要。



注: 2020年までは、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。

2021年から海外現地法人売上の計測等を精緻化するなど集計方法を変更

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備】

(外務省)

(1) 施策概要

協定締結相手国の日EU・EPA等運用状況をモニタリング調査する(日EU・EPA等の相手国を対象)。

(2) 成果実績・活動実績

EU及び英国と貿易統計を交換し、また、日EU・EPA／日英EPAの物品の貿易に関する専門委員会等の機会を捉え、EPAの運用状況の聴取や意見交換を行っている。

(3) 施策の今後の必要性

日EU・EPA／日英EPAの着実な実施を確保すべく、引き続きEUや英国における協定運用状況を聴取し、意見交換を行っていくことが重要。

(外務省)

(1) 施策概要

国際協力機構(JICA)を通じ、現地の産業、企業及び人材の育成支援を実施。その一環として、途上国からの研修員に対してインターンシップや日本企業との交流機会を設けるなど、日本社会・文化や日本企業の経営マインドを理解した高度産業人材や行政人材を育成。

(2) 成果実績・活動実績

- ・JICAを通じ各種の人材育成事業を実施したほか、投資促進政策に関するアドバイザー派遣など、上流の環境整備に向けた協力を実施。
- ・JICAを通じた産業人材育成分野における長期研修事業として、令和元年度は134名、令和2年度は156名、令和3年度は162名、令和4年度は162名を新たに受入れ。

(3) 施策の今後の必要性

TPP参加国等において、企業が進出しやすい環境整備を促進するとともに、日本企業の競争力強化にも貢献することが期待できるため、引き続き本施策を着実に実施していくことが必要。

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

(経済産業省、財務省、外務省)

(1) 施策概要

原産地証明書(CO)のデジタル化による利便性向上。

(2) 成果実績・活動実績

CO発給のデジタル化(PDFファイル発給)について、令和4年1月より2件のEPA(日タイEPA、RCEP協定)向けに実施していたところ、令和5年度では新たに5件のEPA(日インドCEPA、日マレーシアEPA、日ベトナムEPA、AJCEP(マレーシア、ベトナム向け)、日チリEPA)で開始。CO情報を電子的に交換するデータ交換(輸出国の発給当局から輸入国税関にCOの電子データを送付)については、令和5年6月から日インドネシアEPAにおいて運用を開始したほか、日タイEPA及びAJCEPにおいて導入に向けた協議を進めている。

(3) 施策の今後の必要性

貿易ビジネス環境の整備やEPAの利活用促進を実現するため、関係当局が連携し、引き続きPDFファイルのCO受入れに向けEPA相手国に働き掛けるとともに、COのデータ交換については、タイ及びASEANとの実務的な協議を前進させ、国内実施インフラを整備する必要がある。

(法務省)(法制度整備支援の推進)

(1) 施策概要

アジア地域の持続的発展及び法の支配を確立するための、法令起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備支援、法律実務家の人材育成支援等を行うものであり、我が国企業にとっても、その事業を展開するに当たって重要な相手国のビジネス環境の整備を支援する。

(2) 成果実績・活動実績

ベトナム・カンボジア・ラオス・ネパール等で民法、民事訴訟法等の基本法令の起草やその運用を支援し、インドネシアでは知的財産保護に向けた支援、ウズベキスタンでは契約等を主要課題とした支援など投資環境整備に向けた活動を実施するとともに、法律実務家の人材育成にも力を入れて支援しているところ、令和4年度は、海外渡航制限の緩和に伴い、各支援対象国の事情に応じてオンラインセミナー等を活用しつつ、現地への専門家派遣、現地調査、現地セミナー、共同研究等の対面での活動を併せて実施した。(令和4年度は、セミナー等を31回(※)開催し、延べ2,000名超が参加した。)

(※)実施したセミナー等の対象は下記のとおり(オンラインでの実施を含む。)

ラオス4回、ウズベキスタン10回、インドネシア3回、ベトナム3回、東ティモール5回、韓国1回、モンゴル2回、カンボジア1回、ネパール1回、モンゴル・ウズベキスタン1回

(3) 施策の今後の必要性

法の支配の下、適切な法制度を構築し、その運用を適切に行い、それらを支える人材を育成することは、アジア地域の健全な経済成長のための法的基盤として不可欠であり、各国の自助努力を支援することは、ビジネス環境整備において、従来にもまして大きな意義がある。新型コロナウイルス感染症下の経験から得たオンラインによる支援活動のノウハウをいかし、その有効活用に努めるとともに、現地への専門家派遣や現地調査、対面による研修等により密な人間関係を構築し、効果的な支援を実施する予定である。

1（2）⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

（厚生労働省）

（1）施策概要

グローバル・サプライチェーンにおける人権の確保、ディーセント・ワークの実現が、開発援助における重要な課題となっている。我が国の企業にとっても、国際競争力の維持やレピュテーションリスク低減の観点から、サプライチェーン上の人権・労働基準の確保は重要な課題となっているが、進出先国の社会システムに起因する問題は個社の取組には限界もある。このため、国レベルで改善を図る目的で、国際労働機関（ILO）への任意拠出により、アジア地域におけるサプライチェーン上のディーセント・ワーク確保等の支援を行っている。

（2）成果実績・活動実績

特定のサプライチェーンにおける労働者の現状把握のため、企業訪問による実地調査等を行うとともに、サプライチェーン上で生じている課題への政労使の対応能力向上のため、タイ、インドネシア、フィリピンの3か国において、社会対話、ビジネスと人権などに係るセミナー、ワークショップを通じた、政労使のキャパシティ・ビルディング等を実施。

（3）施策の今後の必要性

サプライチェーン上の労働者の人権確保は、G7広島サミットにおいても、グローバル・バリューチェーンにおける国際労働基準及び人権の確保、技術協力を含めたディーセント・ワークの実現の取組が求められている重要な課題である。本事業では、上記のとおり実態を踏まえて進めるための取組を進めてきたところであり、サプライチェーン上で生じている課題について引き続き対応していくことが必要。

2（1）イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

（目標）：革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。
サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。[※]
⇒ 0.8%（2022年）

※政策大綱（令和2年12月決定）に記載の目標「2020年にサービス産業の労働生産性の上昇率を2.0%にする」は、政策大綱フォローアップ（令和4年4月）において、当該目標を更新した（「成長戦略フォローアップ工程表」（令和3年6月閣議決定）にも当該目標が記載）。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【イノベーション等による生産性向上促進】

（経済産業省）（次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発事業、IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発）

（1）施策概要

人との協調性や信頼性を実現するAIシステムの研究開発及び「生産性」や「空間の移動」におけるAI基盤技術を開発。

（2）成果実績・活動実績

次世代人工知能中核技術等に関する計69テーマの研究開発事業を実施。令和5年度においては、次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発事業で15件、IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発で23件の経過報告を実施した。

（3）施策の今後の必要性

人工知能技術やロボット技術を活用した生産性向上を目指す取組の重要度は高まっており、継続した取組が必要。

（経済産業省）（サイバーセキュリティ経済基盤構築事業）

（1）施策概要

サイバー攻撃事案に対し、（一社）JPCERT/CCと各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報共有・共同対応等を行うほか、サイバーレスキュー隊（J-CRAT）により初動対応を支援。

（2）成果実績・活動実績

令和4年度の調整件数：24,419件、初動対応支援件数：163件

（3）施策の今後の必要性

今後もサイバー攻撃の脅威が懸念されることから、国際調整及び初動対応支援を着実に実施することが必要。

2（1）イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

（経済産業省）（スタートアップ参加型の社会課題解決・グローバル・バリューチェーン共創の支援）

（1）施策概要

インド太平洋地域への展開を目指す日系スタートアップ等に対し、現地企業とのネットワーキングから実証事業まで一貫支援を行う等社会課題解決型海外展開を促進する。

（2）成果実績・活動実績

令和2年度以降100件以上の採択事業を決定。

（3）施策の今後の必要性

日本企業が現地企業・機関と連携し、デジタル技術等のイノベーションを活用しながら、社会課題を解決する新ビジネスを創出することが必要。

（経済産業省）（高効率・高速処理を可能とする次世代コンピューティングの技術開発事業）

（1）施策概要

大量のデータをエッジ、クラウド両領域で効率的に処理することを可能とする横断的な技術開発とAIチップ開発のための共通基盤技術の開発。

（2）成果実績・活動実績

革新的AIエッジコンピューティング技術の開発で複数テーマを実施。特に、動的再構成技術を活用した組み込みAIシステムの研究開発で従来比10倍の10TOPS/Wの電力効率達成、5G時代を見据えた高度自律的学習機能搭載のためのAIエッジコンピューティング技術の研究開発で、エッジ・クラウド間のリアルタイム映像伝送を検証。

（3）施策の今後の必要性

クラウド・エッジの分散処理や量子コンピュータ等の新コンピューティング開発、AIチップベンチャー支援により我が国の情報産業を発展させることが必要。

2（2）地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

（目標）：対内直接投資残高を2030年に100兆円とする目標の早期実現。※

⇒ 50.5兆円（2023年12月末現在）

※政策大綱（令和2年12月決定）に記載の目標「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する。」は、今回の政策大綱フォローアップにおいて、当該目標を更新する（「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）にも当該目標が記載）。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化、スタートアップの呼び込み】

（経済産業省）

（1）施策概要

- ・JETROを外国企業誘致の一元的窓口とし、外国企業の日本進出を支援。スタートアップなどイノベーション創出に資する外国企業の誘致にも注力。
- ・JETROは国際的なオープンイノベーションを創出するためのプラットフォーム「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」※を令和3年2月に立ち上げ、デジタル、グリーン等の分野を中心に、日本企業とスタートアップを含む外国企業による協業・連携を促進し、双方の投資を後押し。

※J-Bridge：スタートアップを含む日本企業と外国企業との協業・連携を促進するためのビジネスプラットフォーム。有望スタートアップを含む外国企業の紹介、マッチング・面談設定等、協業・連携に向けた支援をハンズオンで実施。

（2）成果実績・活動実績

- ・対日投資プロジェクト：令和4年度は957件のプロジェクトを支援し、スタートアップ企業を含む129件の外国企業を誘致（例：グローバルなプライベートマーケット投資会社が東京都に日本法人を設立し、日本の投資家や顧客企業との関係強化や、アジア太平洋地域でのプレゼンスやコミットメントの向上を目指す）。
- ・「J-Bridge」：令和4年度は、451件の日本企業と外国企業との協業・連携支援を行い、10件の協業・連携事例を創出（例：デンソーは、電動バイク・充電バッテリーの開発・製造を行うSelex Motors（ベトナムSU）と協業し、現地の物流課題解決を目指すべく、電動バイクを活用した低温輸送に関する需要計測やデータ収集のための実証実験を実施。）

（3）施策の今後の必要性

- ・対内直接投資は、海外の高度な人材・技術・資金の呼び込みにつながり、イノベーション創出やサプライチェーン強靱化、雇用創出・賃上げによる地域活性化、経営の高度化に貢献するもの。国内の更なるイノベーション創出に向け、国内への誘致やクロスボーダーでの協業・連携に向けた取組の支援を一層行う必要がある。

2 (2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

【地域への外国企業誘致促進】

(経済産業省)(地域エコシステムへの外資誘致プログラム)

(1) 施策概要

- ・「地域エコシステムへの外資誘致プログラム」を活用し、各地域の強みや特色をいかした効果的な外国企業誘致を推進。地域エコシステムの活性化や協業・連携につながりうる外国企業を招へいし、商談会やセミナー・シンポジウム等を実施。また、重点産業分野を中心とする在日外資系企業を対象に地域の投資環境の視察、地域企業・アカデミア等の交流を行うインダストリアルツアーを実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・令和5年度は1月末時点で、地域重点産業外国企業招へい事業にて5件16機関(自治体を含む。)に外資系企業31社を、個別招へい事業にて3件9機関(自治体を含む。)に外資系企業3社を招へい。
- ・デジタル・ヘルスケア分野での海外企業と日本企業・大学等とのマッチング事業を実施中。外国企業はヘルスケア分野60社、デジタル分野81社の申込みあり。日本企業・大学等は、12月末時点で81社の申込みがあり、オンライン商談実施件数は65件。
- ・在日外資系企業インダストリアルツアーを福島県にて実施。

(3) 施策の今後の必要性

- ・地域への対日直接投資拡大に向け、上記プログラムの下、地方公共団体等による外国企業誘致活動をきめ細かく支援。水際措置の緩和も踏まえ、地域ブランディング強化支援事業や地域投資誘致フォローアップ会議等を通じてプログラム参加自治体を支援し、地域の魅力的なビジネス環境を更に積極的に対外発信していく必要がある。

(経済産業省)(J-GoodTech)

(1) 施策概要

国内中小企業と外国企業をつなぐビジネスマッチングサイトで、最適なビジネスパートナーとの協業や受発注等に結び付けられるよう出会いの機会を提供。

(2) 成果実績・活動実績

外国企業(CPTPP締約国であるマレーシア、シンガポール、ベトナムなどを含む)と国内中小企業とのマッチング件数1,024件(令和4年度)、2,080件(令和5年度(11月末時点))。

(3) 施策の今後の必要性

海外展開を模索している国内中小企業に対して、日本の優れた技術や製品等を求める外国企業との出会いの機会を提供することは必要。

2 (3) ①地域に関する情報発信

(目標) : 訪日外国人旅行者数について、2025年までに2019年水準を超えることを目指す。※

⇒ 2,507万人 (2023年) (注) 2019年3,188万人

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。」は、政策大綱フォローアップ(令和5年4月)において当該目標に更新した(「観光立国推進基本計画」(令和5年3月閣議決定)にも当該目標が記載)。

訪日外国人旅行消費額について、5兆円を早期に達成することを目指す。※

⇒ 5兆3,065億円 (2023年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。」は、政策大綱フォローアップ(令和5年4月)において当該目標に更新した(「観光立国推進基本計画」(令和5年3月閣議決定)にも当該目標が記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し】

(国土交通省)

(1) 施策概要

観光地域づくり法人(DMO)が中心となっていく、旅行者の各地域への周遊を促進する取組を支援。

農林水産省とも連携し、地域における食・食文化体験等の観光情報の発信等を通じ、地方誘客を促進する。

(2) 成果実績・活動実績

旅行者の各地域への周遊に向け、食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援した。

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト・SNSを活用した情報発信やニュースレター・オンライン広告の配信、旅行見本市出展等の幅広いプロモーションにより、日本全国に広がる多様な食・食文化の魅力を訴求している。

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向け、食や農をいかした滞在コンテンツの充実等の取組をより一層促進していく必要がある。

「日本食を食べること」は外国人の訪日動機の最上位であることから、目標の達成に向け、日本の食・食文化をテーマの一つとしながら訪日プロモーション事業を展開していく必要がある。

2（3）②地域リソースの結集・ブランド化

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【地方創生に係る取組】

（経済産業省）（地域ブランディング強化支援事業）

（1）施策概要

- ・国内地域エコシステムの海外における更なるブランド力向上を目指して、海外のコンサルタントを通じて、海外の視点から誘致戦略、PR資料などのブラッシュアップを行い、そのブランディングの強化を支援する。

（2）成果実績・活動実績

- ・活動実績：令和3年度に事業開始。令和3年度は1件、令和4年度は2件の自治体を採択。令和5年度は申込み自治体等が全て参加できる海外コンサルタントによるオンライン講座（外国企業誘致戦略及び海外メディアPR研修）を採用し、全5回を実施済み。延べ290名が参加。

（3）施策の今後の必要性

- ・外国企業誘致による地域活性化のため、地域ブランディング強化支援事業を活用し外国企業に対して効果的に地域の魅力をアピールすることが重要であり、今後も本施策が必要である。

2 (3) ③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

(目標) : サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。(再掲) ※
⇒ 0.8% (2022年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年にサービス産業の労働生産性の上昇率を2.0%にする」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標に更新した「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中小企業等、サービス産業の高付加価値化に係る取組】

(経済産業省)(地域未来DX投資促進事業(うち、地域デジタルイノベーション促進事業))

(1) 施策概要

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ(X-Tech)、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業(試作品製作、事業性評価等)を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和5年度、14事業を採択し、実証事業を実施。

(3) 施策の今後の必要性

事業期間満了に伴い、令和5年度で終了。

(経済産業省)(認定支援機関による経営改善計画策定支援事業)

(1) 施策概要

自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者の経営改善の取組を進めるべく、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・中小企業診断士・公認会計士等)を活用して行う経営改善計画の策定と、その後のフォローアップを支援。

(2) 成果実績・活動実績

認定支援機関による経営改善計画策定支援決定件数 : 23,175件(平成27年11月25日から令和5年3月末までの累計実績)

認定支援機関による早期経営改善計画策定支援決定件数 : 16,569件(平成29年5月から令和5年3月末までの累計実績)

(3) 施策の今後の必要性

コロナ禍以降、売上減の長期化や更なる借入増加で、債務負担に苦しむ中小企業が増えており、本格的な経営改善に対するニーズは高い。また、債務が増えた事業者の多くは、業績や資金繰りの先行きについて事業計画を策定し、アクションプランを明確にする必要性は高い。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成】

（農林水産省）（新規就農者確保緊急対策（旧：新規就農者確保加速化対策））

（1）施策概要

就職氷河期世代等を含む幅広い世代の就農を促進するため、就農希望者の就農準備への支援や、農業法人等における実践研修等を支援。

（2）成果実績・活動実績

【令和2年度補正（新規就農者確保加速化対策）】

- ・就職氷河期世代の新規就農促進事業支援者数：122名
- ・就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業支援者数：449名

【令和3年度補正（新規就農者確保緊急対策）】

- ・次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備を支援する資金を交付（新規就農促進研修支援事業支援者数：交付実績522名）
- ・農業法人等が労働環境を改善しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修を支援（雇用就農者実践研修支援事業支援者数：交付実績1,291名）

（3）施策の今後の必要性

令和2年度以降に措置された事業であり、現時点では効果（支援終了後1年経過時点で就農している者の割合を、令和6年度以降順次把握予定）の検証が困難である。農業従事者が減少する中で、今後とも、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、就職氷河期世代等を含む幅広い世代の受入れを始めとした新規就業者の確保や担い手育成に必要な取組を支援する必要がある。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成】

（農林水産省）（農地の更なる大区画化・汎用化の推進）

（1）施策概要

農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者が、米の生産コストを削減するため、農地の大区画化や排水対策等を行う取組を支援。

（2）成果実績・活動実績

成果実績：事業実施により米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、取組前と比較し10%以上コストを削減させるとの目標を設定。

事業完了している164地区では、事業実施前と比べ、生産コストを47%削減させ、9,324円/60kgを達成。

成果は着実に上がっており、引き続き効果の発現に努めてまいりたい。

活動実績（整備面積）：令和4年度補正まで延べ22,515ha

（3）施策の今後の必要性

事業完了地区では、生産コスト削減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、生産コスト削減等による生産基盤の強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する必要がある。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備】

（農林水産省）（輸出環境整備緊急対策事業）

（1）施策概要

農林水産物・食品の輸出額目標5兆円の達成に向け、マーケットインの発想に立った改革、各国の輸入規制緩和や輸出手続の迅速化・デジタル化等の輸出のハードルの解消に向けた取組を強化。

（2）成果実績・活動実績

令和2年の農林水産物・食品輸出本部設置後、米国向け水産物取扱認定施設を467施設から122施設増加（令和6年3月末時点）。

（3）施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するため、輸出先国から求められる規制への対応は輸出を行う前提として必要。一方、海外でニーズがあるにもかかわらず、輸出先国の規制等に対応ができていないために輸出できない商品は依然として多いため、食品製造施設の認定や登録等の輸出環境整備を推進することが必要。

（農林水産省）（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策）

（1）施策概要

5兆円目標の実現に向け、食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援。

（2）成果実績・活動実績

輸出先国の基準に対応した加工施設等の整備等34件支援（令和4年度補正予算事業における支援予定事業者数、令和5年10月末時点）。

（3）施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するため、輸出先国の基準・条件等に対応した加工施設等の整備・認定を加速化させることが必要。このため、食品製造施設について、輸出向けHACCP等に対応するための施設・機器の整備を推進することが必要。

※参考：本項目「マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備」の一環として、輸出に意欲的に取り組む事業者の輸出事業計画を合計548件認定（令和6年2月末時点）している。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

（農林水産省）（産地生産基盤パワーアップ事業）

（1）施策概要

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援。
また、輸出事業者等と農業者が共同で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援。

（2）成果実績・活動実績

成果実績：事業実施年度から3年以内に販売額、生産コスト、労働生産性のいずれかの10%以上の改善等の成果目標を設定。

令和4年度は、評価対象のうち約6割の事業実施地区が成果目標を達成。

活動実績（産地パワーアップ計画等承認件数（令和5年3月末現在））：2,614件

※内訳：平成28年度：742件、平成29年度：553件、平成30年度：230件、令和元年度：407件、令和2年度：259件、令和3年度：233件、令和4年度：190件

（3）施策の今後の必要性

事業を実施した多くの産地では、販売額の増加、生産コストの削減等の成果が着実に発現しており、成果目標が未達成の産地についても都道府県等による指導を行いつつ、効果の発現に取り組んでいる。今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、引き続き効果検証を行いつつ、事業を継続し、農業の国際競争力を強化していく必要がある。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

（農林水産省）（スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト）

（1）施策概要

生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発、効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信に、総合的に取り組む。

（2）成果実績・活動実績

水田作や畑作、露地野菜、施設園芸、果樹、茶、畜産等の多様な品目について、令和元年度からこれまで全国217地区で実証を展開。

令和5年度においては、スマート農業技術の社会実装を一層加速化するために、労働力や海外依存度の高い農業資材の削減効果が期待されるスマート農業技術の実証に12地区で取り組んでいる。

また、令和4年度より生産現場のスマート農業技術の加速化等に必要な技術の開発・改良を44課題実施しているほか、スマートサポートチームによる他産地へのスマート農業技術の活用支援を19件実施。

スマート農業技術の導入による労働時間の削減効果や経営改善効果等を分析・公表したほか、農家の生の声を集めた動画を農林水産省のウェブサイトで公表。

（3）施策の今後の必要性

- ・ 実証を通じて、作業の省力化や負担の軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能など、スマート農業の効果が明らかになってきた一方、現場のニーズにかなう機器・技術の開発が依然として不十分であることや、経営効果の高いスマート農業の取組を実践できる人材が不足していること、生産現場においてもスマート技術に適合した栽培体系への見直しが必要なこと等の課題も明らかになったところ。
- ・ 人口減に伴う農業者の急減が見込まれる中で、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制の確立に向け、スマート農業の現場実装を進めていくため、スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、生産者・農協、サービス事業者、食品事業者等の産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革等の取組を促進する必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進】

(農林水産省)(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な畜産経営体の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入の取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施地区が販売額、生産コスト、農業所得のいずれかを事業実施年度から5年以内に10%改善するとの成果目標を設定。

事業実施地区では、現時点で約7割が成果目標を達成。

具体的な効果の例として、

①搾乳ロボットを導入した経営体(257件)では、1頭当たりの生乳生産量が8.1%増加、

②施設整備を実施した肉用牛繁殖経営の経営体(371件)では、飼養頭数が事業実施前より52%増加

など成果は着実に上がってきている。

活動実績(取組件数):平成27年度補正:8,683件、平成28年度補正:6,466件、平成29年度補正:9,298件、

平成30年度補正:6,819件、令和元年度補正:5,209件、令和2年度補正:6,338件、令和3年度補正:4,607件

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した畜産経営体では、生産量の増加、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。また、令和2年に改定された政策大綱の実現に向け、国内外の需要に応えるため、需給等の状況も考慮しつつ、畜産・酪農の生産基盤の強化等を推進することとしている。このため、引き続き、令和2年に改定された政策大綱に基づき、効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、今後の関税引下げの影響への備えや輸出機会の拡大も踏まえ、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化する必要がある。

(農林水産省)(畜産クラスターを後押しする草地整備の推進)

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に基づき地域ぐるみで効率的な飼料生産を進めるため、大型機械に対応した草地整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施により飼料作物の単位当たり収量を取組前と比較し25%以上増加させるとの成果目標を設定。

事業完了している73地区では、事業実施前と比べ、単位当たり収量が53%増加。

成果は着実に上がっており、引き続き効果の発現に努めてまいりたい。

活動実績(整備面積):令和4年度補正まで延べ41,653ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、飼料作物の単位面積当たりの収量増を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、草地整備による効率的な飼料生産を進め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現する必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化】

（農林水産省）（林業・木材産業国際競争力強化総合対策（大規模・高効率の加工施設の整備等））

（1）施策概要

木材製品の国際競争力強化に向けて、低コスト化等に資する合板・製材・集成材工場の大規模化や高効率化に必要な施設整備を支援。

（2）成果実績・活動実績

成果実績：事業完了後3年以内に1日当たりの原木処理量を2割以上増加するとの目標に対し、平成27～令和2年度補正で令和3年度中までに整備完了した施設（全235件）は、原木処理量が平均30%増加（956万 m^3 /年（整備前）→1,247万 m^3 /年（令和4年度））。

活動実績（施設数）：平成27～令和4年度：282件（令和5年度見込み：49件）。

（3）施策の今後の必要性

段階的な関税率の引下げが続くことから、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、合板・製材の国産シェアの拡大、構造用集成材等の木材製品の競争力を高める必要がある。

（農林水産省）（林業・木材産業国際競争力強化総合対策（原木の低コスト生産の促進））

（1）施策概要

合板・製材・集成材工場等に対する原木の低コスト安定供給に向けて、間伐材生産、路網整備、高性能林業機械等の導入等を支援。また、木材生産等の省力化・省人化に向けた伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術の導入・実証を支援。

（2）成果実績・活動実績

成果実績：原木処理量の増加を目標に取り組む加工施設等に対し、間伐材を約130万 m^3 供給（令和4年度）。高性能林業機械を導入した391事業体では、間伐等の生産性が平均23%向上（6.20 m^3 /人・日（整備前平均）→7.61 m^3 /人・日（令和4年度））。遠隔操作技術を用いた「新たな架線集材システム」の実証事業において、通常4人で行う集材・造林作業を1人で実施（令和4年度）。

活動実績（間伐実施面積・路網開設延長・機械導入数）：平成27～令和4年度：194,880ha・13,035km・781台
（令和5年度見込み：32,089ha・2,155km・74台）

活動実績（自動化・遠隔操作技術の導入・実証）：令和4年度：4件（令和5年度見込み：3件）

（3）施策の今後の必要性

木材製品の国際競争力強化を図る上で原木供給の低コスト化と安定供給は極めて重要であり、森林資源の持続的利用に向けた再造林等を含め、引き続き本事業で対策を講ずる必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

【持続可能な収益性の高い操業体制への転換】

（農林水産省）（水産業競争力強化緊急対策）

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、意欲ある漁業者による生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績 : 事業開始年度を含め5年以内の漁業所得又は償却前利益の10%以上向上を成果目標と定め、個々の事業実施者による漁業所得・償却前利益額を計算すると令和3年度の向上率は27%と目標を上回っており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績 : 平成27年度～令和4年度:8,296台、令和5年度(令和5年11月末時点):607台（漁船用エンジンやノリ乾燥機等の導入支援を実施。）
(機器等導入台数)

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した漁業者等では、漁業所得又は償却前利益の増加が見られる。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、持続可能な収益性の高い操業体制へ転換するため、引き続き事業を実施していく必要がある。

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業の終了年度から3年度以内に所得の向上等を目標として定めているところ、昨年度までに目標年度に達した計画のうち、目標達成は約6割(令和4年度)。

活動実績:荷さばき施設、鮮度保持施設の整備等計232件に対する支援を実施(令和5年11月末時点)。

(3) 施策の今後の必要性

広域的な産地市場の統合・重点化は、水産改革の柱である水産業の成長産業化を図る上で極めて重要であり、引き続き本事業を推進していく必要がある。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

【持続可能な収益性の高い操業体制への転換】

（農林水産省）（水産業の生産基盤強化に向けたデジタル化の推進）

（1）施策概要

資源評価の高度化や生産性の向上のため、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築。

（2）成果実績・活動実績

令和5年度までに主要な漁協・産地市場から400市場以上を目途に水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築することを目標とし、令和3年度及び令和4年度で、目標値を超える500市場以上の体制構築に取り組んだ。

（3）施策の今後の必要性

本施策は成果目標を達成した。今後は水揚げ情報の収集及びその活用を進める。

3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

【農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の着実な実施】
（農林水産省）（生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組み）

(1) 施策概要

良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法（支援法）に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

・ 全農における生産資材の購入方法を以下のように変更し、一部の資材で価格引下げを実現。

- ① 高度化成肥料等の銘柄を絞り込み、銘柄当たりの生産数量を拡大。
 - ② メーカーから担い手に直接配送する大容量規格農薬の品目数・取扱数を拡大。
 - ③ 担い手からの要望を踏まえた機能の機種を共同購入することで、大型トラクター及び中型トラクターの価格引下げを実現。さらに、令和6年4月には、4条刈コンバインを供給開始予定。
- ・ 平成30年8月以降毎年、支援法に基づく資材供給調査の結果を公表。

(3) 施策の今後の必要性

資材価格低減に向けた取組に一定の進展が見られる。引き続き、農業競争力強化プログラム等に基づく施策を推進する。

（農林水産省）（生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立）

(1) 施策概要

農産物流通等の合理化を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法（支援法）に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引環境の確保を推進することを目的として改正した、食品等流通法に基づき、食品流通事業者の合理化計画を299件認定（令和5年9月末時点）したほか、食品等流通調査を実施して令和4年4月に公表。また、改正卸売市場法に基づき、40都市の65市場の中央卸売市場を認定（令和5年11月末時点）。
- ・ 支援法に基づき、農産物流通・加工事業者の事業再編計画を31件認定（令和5年11月末時点）。
- ・ これまでに21件の農産物流通等に関する調査を実施（令和5年11月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

これまで支援法に基づく事業再編計画の認定件数には一定の進展が見られており、流通・加工業界の構造改革を実現するため、引き続き事業再編等を推進する。また、これまで食品等流通法に規定する食品等流通合理化計画に基づき標準化パレットの導入や卸売市場における商品管理・決済システムの開発等の合理化の取組を支援してきたところ、物流標準化による共同輸配送等の一層の推進や、中継共同物流拠点の整備、輸出のためのコールドチェーンの整備等への支援を通じ、持続的な食品流通体制を実現する必要がある。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

【米】

（農林水産省）（政府備蓄米の買入れ）

（1）施策概要

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ。

（2）成果実績・活動実績

CPTPPの発効に伴い、令和元年産米から政府備蓄米の運営を見直し、従来の買入数量（毎年20万トン程度）に加えて、同協定に基づく豪州枠の輸入量に相当する量の国産米を政府備蓄米として買入れ。

（3）施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、各国のCPTPPへの加入状況等に応じて、「国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給に与える影響を遮断する。」という目的を維持することを前提に必要な見直しを検討しつつ、引き続き継続的に実施することが必要。

【麦】

（農林水産省）（麦のマークアップ引下げ（経営所得安定化対策））

（1）施策概要

マークアップの引下げやそれに伴い国産麦価格が下落する中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施。

（2）成果実績・活動実績

CPTPPの発効に伴い、経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の令和元年産の麦の交付単価について、期中改定（加算）を実施。また令和5年産～7年産交付単価について、CPTPP及び日米貿易協定の発効に伴う影響を踏まえて算定。

（3）施策の今後の必要性

協定発効に伴う影響が生じる令和13年度まで単価に加算するとともに、経営所得安定対策を継続的に実施する必要がある。

3 (1) ② ○経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

【牛肉・豚肉】

（農林水産省）（肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業）

（1）施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）及び肉豚経営安定交付金（豚マルキン）は、枝肉価格の低下に備え、国3：生産者1の負担割合で積み立て、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付する制度。

（2）成果実績・活動実績

標準的販売価格が標準的生産費を下回った際に交付金を交付し、生産者の経営安定を図った。

活動実績（令和4年度）：牛マルキン交付額は229億円、豚マルキン交付額は実績無し。

（3）施策の今後の必要性

牛マルキン及び豚マルキンは、協定の発効に合わせて法制化。今後の関税引下げの影響に備え、継続的かつ適切に運用する必要がある。

【乳製品】

（農林水産省）（加工原料乳生産者補給金制度）

（1）施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳（脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け生乳）となる生乳の生産者に対して生産者補給金等を交付。

（2）成果実績・活動実績

加工原料乳生産者補給金の対象となる加工原料乳に平成29年度から生クリーム等の液状乳製品を追加し補給金単価を一本化。これにより、乳製品ごとの需要に応じた柔軟な生乳供給の促進に寄与。

（3）施策の今後の必要性

今後も乳製品の関税引下げが継続する中、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、継続的かつ適切に本施策を運用する必要がある。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【甘味資源作物】

（農林水産省）（糖価調整制度）

（1）施策概要

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、輸入加糖調製品からの調整金を徴収し、国内産糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施。

（2）成果実績・活動実績

CPTPP発効に合わせて、輸入加糖調製品からの調整金（令和元年度から令和4年度にかけて累計約289億円）を徴収し、国内産糖の競争力強化を図るとともに、国産甘味資源作物生産者等への交付金支援（令和元年度から令和4年度にかけて累計約1,827億円）による経営安定対策を着実に実施。令和5・6年産交付単価をTPP等の発効に伴う影響を踏まえて算定。

（3）施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、継続的に実施する必要がある。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）： 【食品安全に関する情報提供等】

（消費者庁）

（1）施策概要

食品事業者は、平成29年9月から開始された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、経過措置期間（令和4年3月末）終了までの間に、順次、全ての加工食品について、原料原産地表示を実施することになったため、説明会の開催、相談窓口の開設、事業者マニュアルの作成・配布等を通じて、食品事業者が円滑に新制度へ対応できるよう支援を行ってきた。完全施行後も依然として説明会の開催要望があるため、引き続き、事業者からの求めに応じて説明会への講師の派遣等を行う。また、消費者が正しく表示を理解できるよう、説明会の開催や資料（パンフレット・リーフレット等）の作成・配布を通じて、消費者への積極的な普及・啓発を図る。さらに、消費者の安全確保のため、食品安全に関して、消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動を行うことができるようリスクコミュニケーションを実施する。

（2）成果実績・活動実績

平成29年9月の新制度開始以降、新制度についてのパンフレット等の作成・配布を行うとともに、説明会やセミナー等に職員を派遣※し（平成29年度：82件、平成30年度：71件、令和元年度：68件、令和2年度：22件、令和3年度：45件、令和4年度20件、令和5年度23件（令和5年11月末時点））、消費者・事業者に対する普及啓発を実施した。また、食品安全全般をテーマにしたリスクコミュニケーションを146回（平成30年度：26回、令和元年度：38回、令和2年度19回、令和3年度：7回、令和4年度：31回、令和5年度：25回（令和5年12月時点））実施※した。

※ 令和2年2月以降、国内におけるコロナ禍の影響により、説明会やセミナー等が開催中止又は延期されたことから、職員の派遣件数やリスクコミュニケーションの実施回数は減少しているが、オンライン開催等により広く参加者を募るなど取組を進めているところ。

（3）施策の今後の必要性

消費者に対しては、新たな加工食品の原料原産地表示制度を十分に活用できるよう、積極的に普及・啓発を実施する必要がある。また、引き続き消費者が正確な情報に基づく適切な消費行動を行うことができるよう、食品安全に関するリスクコミュニケーションを実施し、積極的に情報提供を行う必要がある。

3（2）食の安全・安心

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【食品安全に関する情報提供等】

（農林水産省）（加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発）

（1）施策概要

平成29年9月に制度化された加工食品の原料原産地表示について、経過措置期間が終了し、令和4年4月から完全施行された。農林水産省は、この経過措置期間において、全ての事業者がこの新制度に対応できるよう、消費者庁と連携し、相談窓口の開設、事業者向けマニュアルの作成・配布を行い、同マニュアルを活用したセミナーの全国での開催などを通じて、事業者への支援を実施し、経過措置後もマニュアルの周知等の支援を行う。

（2）成果実績・活動実績

平成29年9月以降、新制度についての事業者向けマニュアルを作成・配布し、同マニュアルを活用したセミナーを全ての都道府県において開催（平成29年度10地区（計13回）、平成30年度18地区（計18回）、令和元年度20地区（計23回））。令和2年度及び令和3年度は、事業者が実際に原料原産地表示に取り組む際の注意点を解説した動画等を作成し、事業者への普及・啓発に努めた。令和4年度以降は、引き続きマニュアルの周知を図るとともに、食品表示の適正化に取り組んでいる。

（3）施策の今後の必要性

原料原産地表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報である。引き続き、関係機関とも連携しながら食品表示の適正化に取り組むことが必要。

【輸入食品に対する監視指導等】

（厚生労働省）

（1）施策概要

食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。

（2）成果実績・活動実績

- ・モニタリング検査：令和3年度101,365件（計画件数99,995件）、令和4年度100,947件（計画件数100,021件）
- ・実施現地調査及び二国間協議等：令和3年度は4か国（うちEU及びRCEPで各1か国）、令和4年度は8か国（うちCPTPPで1か国、EUで3か国、RCEPで1か国）にて実施。

（3）施策の今後の必要性

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、輸入食品の安全性確保に万全を期すため、監視体制及び輸出国における衛生対策の推進の強化を図る必要がある。

3 (3) ①特許・商標関係/②著作権関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【特許審査体制の整備・強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

- ・特許審査体制について、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するため、登録調査機関による先行技術文献調査を実施。
- ・商標審査体制について、増大する商標登録出願に対応し、審査の効率化をより促進するため、「商標の拒絶理由横断調査事業」を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・特許審査について、登録調査機関による先行技術文献調査(令和4年度:14.3万件)を実施。コロナ禍での出勤制限等の影響を最小限に抑え、令和4年度の権利化までの期間は平均14.7月(令和3年度:平均15.2月、令和元年度:平均14.3月)。
- ・商標審査について、商標の拒絶理由横断調査事業による拒絶理由該当性調査(令和4年度:3.2万件)を実施。コロナ禍での出勤制限等の影響を最小限に抑え、令和4年度の権利化までの期間は平均6.9月(令和3年度:平均9.6月、令和元年度:平均10.9月)。

(3) 施策の今後の必要性

- ・特許・商標等の審査体制の整備・強化は、審査の効率化や質の向上を通じて、早期の権利化による模倣品対策や、権利の安定性向上等に寄与するもの。今後とも、必要な審査体制の整備・強化に取り組んでいくことが必要。

【TPP整備法による著作権法の改正事項の周知】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作権等の保護期間の延長を始めとしたTPP整備法による著作権法の改正事項について、適切に運用されるよう、文化庁の著作権セミナーや関係団体への研修等の機会を通じた周知を行う。

(2) 成果実績・活動実績

文化庁ホームページにおいて、改正の趣旨や改正内容に関する解説、著作物等の保護期間の延長に関する詳細なQ&A等について情報発信を行った。また、本改正法の施行日(平成30年12月30日)以降、都道府県等職員、教職員・ICT支援員、図書館等職員を対象とした講習会や、広く一般国民を対象とした著作権セミナーを、令和5年度までに52回開催し、26,037人が受講。TPP整備法による著作権法の改正事項を含め、著作権制度全般について周知している。

(令和5年度実績:都道府県等著作権事務担当者講習会1回、教職員・ICT支援員著作権講習会1回、図書館等職員著作権実務講習会2回、著作権セミナー1回)

(3) 施策の今後の必要性

著作物等の保護期間の延長を始めとしたTPP整備法による著作権法の改正事項に関する周知はこれまで円滑に進んでいるが、改正後の著作権法が適切に運用されるよう、引き続き、機会を捉えて周知する。

3 (3) ②著作権関係

【著作物等の利用円滑化】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作物等の利用円滑化のため、権利情報集約化のための調査研究、著作権契約書のひな型を含むガイドラインの普及・啓発、写り込みに関する権利制限規定の対象の拡充や研究目的に関する権利制限規定の創設等の社会的諸課題への対応、柔軟性のある権利制限規定の具体的な事例を含むQ&Aの策定・周知等を通じた活用促進、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入等のライセンス体制の整備等を進める。

(2) 成果実績・活動実績

- ・デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定について、平成30年の著作権法改正を踏まえ、規定を活用した新たなサービスのニーズ募集などを実施。
- ・教育の情報化に対応した権利制限規定について、令和2年4月28日から、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償として制度が開始され、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施(令和3年度から有償の補償金による本格実施を開始。)。令和4年度における補償金の申請教育機関設置者数は3,202件、教育機関数は35,130件、補償金収受額は約51億円。
- ・アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定について、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施。
- ・障害者の情報アクセス機会の充実に関する権利制限規定について、権利制限規定の対象となる障害者の範囲を拡大するとともに、著作物の音訳等ができる主体の範囲を拡大し、従前よりも多くの団体において運用を実施。
- ・令和2年6月に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入について、令和2年10月1日に施行。
- ・令和5年5月に「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、①著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用を円滑化するための裁定制度の創設、②文化庁長官の指定・登録を受けた民間機関(窓口組織)による当該裁定制度等に係る手続の簡素化について改正。
- ・web3.0時代において大量で多種多様な著作物の権利処理を迅速、円滑に進めるに当たり、簡素で一元的な権利処理を可能とするため、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理に不可欠な「分野横断権利情報検索システム」に係る調査研究を実施。

(3) 施策の今後の必要性

- ・権利情報集約化のための調査研究について、簡素で一元的な権利処理を可能とするため、未管理公表著作物等に係る裁定制度等のための窓口組織の整備や、「分野横断権利情報検索システム」の構築に向けた取組を進める必要がある。
- ・柔軟な権利制限規定については、当該規定を活用した新たなサービスの円滑な実施に資するよう、規定の活用促進に向けた産業界等のニーズの把握や周知等を行っていく必要がある。
- ・その他社会的諸課題への対応、円滑なライセンス体制の整備等について、著作物の利用円滑化に向けて引き続き検討を行っていく必要がある。

3（3）③地理的表示（GI）関係

【地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等】

（農林水産省）（地理的表示の相互保護制度を活用した農林水産物の輸出促進等）

（1）施策概要

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）に基づき、農林水産物等のGI登録を進めるとともに、条約等の国際約束により、諸外国とのGIの相互保護を進めるなど、侵害行為に適切に対応。

（2）成果実績・活動実績

- GI法が平成27年6月1日に施行されてから、現在まで150産品が登録（令和6年3月末現在）。また、日EU・EPA及び日英EPAに基づき、現在までにEUで日本の108産品、英国で日本の77産品を保護。
- 加工食品など輸出向け産品の登録を促進する観点から、令和4年11月に、知名度の高い加工品を幅広く登録できるよう審査基準を改正するなどGI制度の運用を見直したところであり、GIの更なる活用によりジャパnbrランドとして販路開拓を推進する。
- 日EU・EPA及び日英EPAの保護の活用に向け、当該地域内におけるGI不正使用の実態を定期的に調査。

（3）施策の今後の必要性

輸出の促進には海外での模倣品対策が不可欠であるとともに、ジャパnbrランドの活用が有効であることから、令和4年11月のGI制度の運用見直しを受け、輸出志向の産品のGI制度の活用を促進するとともに、日本のGI産品の海外への発信・侵害対策を推進する。

3 (3) ④植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【植物新品種の保護の促進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

我が国が開発した優良な植物新品種が海外に流出し、産地が形成される場合、農産物輸出の障害となることから、海外における品種登録(育成者権取得)を進めるとともに、海外におけるライセンスなど適切な権利行使に向け育成者権管理機関の取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・海外での品種登録出願を支援した384品種のうち、189品種が海外で育成者権を取得し(令和5年9月現在)、これらの品種については、海外での侵害に対して栽培差止め等の権利行使が可能。また、海外で侵害が疑われる場合は、育成者権者による侵害対策を支援。
- ・日本品種の海外における無断栽培・販売の実効的な保護・管理を可能とする海外ライセンスの実施に向け、海外ライセンス指針を策定(令和5年12月)。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、海外での品種登録や侵害対策を支援するとともに、海外ライセンス指針に則した日本品種の無断栽培の実効的な抑止の確保に向けた取組を推進することが必要。

【和牛遺伝資源の保護の促進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

和牛遺伝資源について流通管理対策を実施するとともに、知的財産的価値の保護を推進。

(2) 成果実績・活動実績

家畜改良増殖法に基づく立入検査等の実施、同法に基づく家畜人工授精所の開設者による都道府県知事への運営状況の報告等のための全国システムの運用・機能強化及び家畜人工授精師等に対する法令遵守の徹底のための研修会の開催など適正流通を確保するための取組を推進。

家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律に基づく和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形の普及等による不正競争防止の取組を推進。

(3) 施策の今後の必要性

和牛は、我が国で作出された固有の品種であり、その遺伝資源は、我が国畜産業における競争力の源泉の一つとなっていることから、和牛肉の輸出拡大や国内生産基盤の強化を図る上で、引き続き和牛遺伝資源の保護に万全を期していく必要。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）： 【地方公共団体等への情報提供】

（総務省）

（1）施策概要

地方公共団体等に対して政府調達の合意内容に関する情報提供を実施。

（2）成果実績・活動実績

平成29年7月（日EU・EPA大枠合意）から令和2年11月にかけて、関係地方団体等に対して、以下のとおり説明を実施するとともに、所属する地方公共団体への連絡を依頼。

- ・全国知事会（都道府県東京事務所長等説明会への出席、事務局への説明）
- ・全国市長会（会長（山口県防府市長）、行政委員長（東京都立川市長）及び事務局への説明）
- ・指定都市市長会（事務局への説明）
- ・中核市市長会（中核市市長会会議への出席・説明、中核市市長会東京事務所への説明、
中核市市長会事務担当者会議 への出席・説明）

その他、地方公共団体等の要望に応じて日EU・EPA交渉の合意内容に関する説明会において説明を行った。

さらに、日EU・EPA及び日英EPAの発効に際し、政府調達に関する事項について、地方公共団体等に対して通知。協定発効後には、協定の遵守に係るフォローアップのための事務連絡を発出。

また、政府調達に関する地方公共団体等からの問合せに対して、協定内容等を丁寧に説明。

（3）施策の今後の必要性

引き続き、地方公共団体等に対し、政府調達に関する事項を正確かつ丁寧に説明する。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【国際経済紛争処理に係る体制整備事業】

(外務省)

(1) 施策概要

投資家と国との紛争解決(ISDS)の応訴・予防に関する専門家による研修実施、ISDSの先例に関するデータベースを含めた資料整備、国内外における専門家からの情報収集等を通じ、ISDSを始めとする国際経済紛争処理への対応を強化。

(2) 成果実績・活動実績

- ・関係省庁及び地方自治体が出席するISDSに関する研修を、平成28年度以降毎年開催し、ISDSの予防を呼び掛け。
- ・投資協定及びISDSに関する基礎的な事項をまとめた投資協定関連ハンドブックを作成し、関係省庁及び地方自治体へ配布。
- ・一定の知識を有する外務省職員などに対し、ISDSの実践力を付けるための実務的なセミナー・ワークショップ(演習を含む)を実施。
- ・CPTPPに基づく初の国家間紛争解決事案である「カナダ乳製品関税割当配分措置(NZ)」パネル手続に第三国参加。
- ・ISDSの判例に関する専門家の研究会に参加。
- ・国内外の実務家・研究者との意見交換を月1回程度の頻度で実施。

(3) 施策の今後の必要性

国際経済紛争処理を通じた我が国の国益の確保、及びTPPを含む国際経済ルールの整備を国民が安心できる形で推進する観点から、引き続き効率的かつ効果的に現在の施策を推進し、紛争事案のフォロー、研修及び資料環境の整備等を通じて応訴体制の一層の強化を行う。

【越境取引による消費者トラブルへの対応強化】

(消費者庁)

(1) 施策概要

国際化の進展により電子商取引等による越境取引の増加が見込まれることから、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の改正を行い、同法による越境取引への対応策を強化する。また、我が国の越境消費者トラブルに関する消費者の相談窓口である「国民生活センター越境消費者センター(CCJ)」において、トラブル解決のために必要な支援を行うとともに、消費者庁はCCJと海外の消費者相談機関等との連携関係構築に向けた取組等を支援している。

(2) 成果実績・活動実績

外国執行当局との間で相互主義を確保し、外国執行当局から情報の提供を受けられるようにする観点から、令和3年6月、特定商取引法を改正し、外国執行当局への情報提供を行うための根拠規定を新設した(令和4年6月1日施行)。また、CCJでは年間5千件程度の越境消費者トラブルの相談を受け付けている。

(3) 施策の今後の必要性

特定商取引法の改正規定を踏まえた適切な運用を行っていく。また、越境取引が拡大していく中、日本の消費者が安心して海外事業者との取引ができるよう、CCJの機能強化による越境取引に伴う消費者トラブル解決のより一層の向上を図ることが不可欠。

3 (5) その他

【皮革・皮革製品産業の競争力強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

皮革関連産業の競争力強化に向けた取組を進める。

(2) 成果実績・活動実績

基金造成法人において、なめし革製造業者及び皮革製品製造業者を対象に、各事業者が行う設備投資等(最新皮なめし用ドラムなど)への支援を行うとともに、販路開拓、ブランド化等の事業を実施している。本取組により、生産性向上や事業の多角化等を推進している。

令和3年度の皮革関連産業製造業者の国内出荷額については、最終目標2,465億円に対して2,804億円。

(3) 施策の今後の必要性

基金の最終目標年度である令和13年度末までに皮革関連産業の競争力強化を達成できるよう、より効果的・効率的な基金の活用を進めていくことが必要。

【個人情報保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備】

(個人情報保護委員会)

(1) 施策概要

DFFT(Data Free Flow with Trust: 信頼性のある自由なデータ流通)推進のため、ビジネスの態様や規模に応じて、選択できる複数の越境移転スキーム(例: 相互認証の枠組み、越境プライバシールール、グローバルモデル契約条項など)の導入を促進する。

(2) 成果実績・活動実績

- ・DFFT推進: G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合(令和5年6月)等ハイレベルで、引き続いてのDFFT推進にコミット。特に日本がG7ホスト国である2023年は、政府全体としてDFFTを推進。
- ・相互認証の枠組み: 令和5年4月、日EU相互認証枠組みに係る共同レビューを完了。令和6年1月、EUから日本への十分性認定範囲拡大に向け、協議中。
- ・越境プライバシールール: APEC CBPR(Cross Border Privacy Rules)及びGlobal CBPRへの参加国・地域、企業を増やすべく、普及推進中。令和5年中にも、米国などにおいてアウトリーチのためのワークショップを開催。
- ・グローバルなモデル契約条項: G7ラウンドテーブル会合で様々なモデル契約条項の比較を通じた知識の共有を目指すことを確認し、GPA(世界プライバシー会議)などでモデル契約条項を比較。
- ・関係各国・機関等との連携: 英国ICOと、二国間の執行協力等の枠組みに係る「個人情報保護に関する協力覚書(MOC)」を締結。今後、他の執行当局との間でも、MOC締結に向けた協議を進める。

(3) 施策の今後の必要性

CPTPP各国及びEUとの貿易、投資を活性化させ、DFFTを一層推進するため、様々な機会を捉え、グローバル規模での意識醸成を図っていくことが必要。特に、多国間(マルチ)の会合や二国間(バイ)の会談などを通じて、引き続き、複数の選択可能な越境移転スキームの導入促進を図っていく。